

鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要 新旧対照表

現計画の ページ	修 正 後	修 正 前
目次	第2部 風水害等対策編 第1章 略 第2章 第1～11節 略 第12節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> 第13節～22節 略	第2部 風水害等対策編 第1章 略 第2章 第1～11節 略 第12節 <u>災害時要援護者対策計画</u> 第13節～22節 略
目次	第3部 地震・津波対策編 第1章 略 第2章 第1～12節 略 第13節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> 第13節～31節 略	第3部 地震・津波対策編 第1章 略 第2章 第1～12節 略 第13節 <u>災害時要援護者対策計画</u> 第13節～31節 略
3	第5節 用 語 (1)～(11) 略 (12) <u>避難行動要支援者</u> 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。 (13)～(19) 略	第5節 用 語 (1)～(11) 略 (12) <u>災害時要援護者</u> 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。 (13)～(19) 略
5	第1項 市の概況 昭和17年12月に、2町12か村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は52,370人であった。その後の市域の拡大や昭和30年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。しかし、昭和48年の第1次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和50年代以降は、人口増加率が低くなっている。令和7年3月31日現在の、鈴鹿市の総人口は193,763人、総世帯数は90,066	第1項 市の概況 昭和17年12月に、2町12ヶ村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は52,370人であった。その後の市域の拡大や昭和30年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。しかし、昭和48年の第1次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和50年代以降は、人口増加率が低くなっている。令和6年2月29日現在の、鈴鹿市の総人口は195,484人、総世帯数は89,2

続き	世帯である。	<u>6 5</u> 世帯である。
8	第2項 設置の基準 1 災害対策本部の設置 本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。 (1) ～ (2) 略 <u>(3) 削除</u> <u>(3)</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」を公表したとき。 <u>(4)</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」を公表したとき。 <u>(6) 削除</u> <u>(5)</u> 県内 (鈴鹿市を除く。) に震度5強以上の地震が発生したとき。 <u>(6)</u> その他異常な自然現象、人為的原因による災害又は広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 2 災害対策本部の廃止 本部は、次の場合に災害対策本部を廃止する。 (1) 略 <u>(2) 削除</u> <u>(2)</u> 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」の注意措置のいずれも解除され、市内で被害が確認されなかったとき。	第2項 設置の基準 1 災害対策本部の設置 本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。 (1) ～ (2) 略 <u>(3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」を公表し、三重県が「南海 トラフ地震準備体制」を取ったとき。</u> <u>(4)</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」を公表したとき。 <u>(5)</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」を公表したとき。 <u>(6) 東海地震の強化地域内に東海地震注意情報又は予知情報が発せられたとき。</u> <u>(7)</u> 県内 (鈴鹿市を除く。) に震度5強以上の地震が発生したとき。 <u>(8)</u> その他異常な自然現象、人為的原因による災害又は広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 2 災害対策本部の廃止 本部は、次の場合に災害対策本部を廃止する。 (1) 略 <u>(2) 「南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)」が発表され、市内で被害が確認されなかったとき。</u> <u>(3)</u> 「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」の注意措置のいずれも解除され、市内で被害が確認されなかったとき。

続き	<u>(4) 削除</u> <u>(3)</u> 市内において予想された災害による危険が解消したとき。 <u>(4)</u> 応急対策が概ね完了したと認められたとき。 <u>(5)</u> その他、災害対策本部長が必要と認めたとき。	<u>(4)</u> 東海地震注意情報、予知情報のいずれも解除されたとき。 <u>(5)</u> 市内において予想された災害による危険が解消したとき。 <u>(6)</u> 応急対策が概ね完了したと認められたとき。 <u>(7)</u> その他、災害対策本部長が必要と認めたとき。
11	所掌事務 1 <u>避難行動要支援者</u>等の支援に係る業務	所掌事務 1 <u>災害時要援護者</u>等の支援に係る業務
11～12	部 <u>こ</u>ども政策部長 ○<u>こ</u>ども政策部 班 ○<u>こ</u>ども政策課長 ○<u>こ</u>ども育成課長 ○<u>こ</u>ども家庭支援課長 医療班 ○<u>こ</u>ども保健課長 班員 <u>こ</u>ども政策課員 <u>こ</u>ども育成課員 <u>こ</u>ども家庭支援課員 <u>こ</u>ども保健課員	部 <u>子</u>ども政策部長 ○<u>子</u>ども政策部 班 ○<u>子</u>ども政策課長 ○<u>子</u>ども育成課長 ○<u>子</u>ども家庭支援課長 医療班 ○<u>子</u>ども保健課長 班員 <u>子</u>ども政策課員 <u>子</u>ども育成課員 <u>子</u>ども家庭支援課員 <u>子</u>ども保健課員
14	消防活動班 ◎中央消防署長 ○<u>削除</u> ○中央消防署副署長 ○南消防署長 ○<u>統括指揮課長</u> 班員 中央消防署員 〃 北分署員 〃 西分署員 〃 東分署員	消防活動班 ◎中央消防署長 ○<u>中央消防署統括指揮監</u> ○中央消防署副署長 ○南消防署長 班員 中央消防署員 〃 北分署員 〃 西分署員 〃 東分署員

続き	〃 鈴峰分署員 南消防署員 〃 天名分署員 <u>統括指揮課員</u>	〃 鈴峰分署員 南消防署員 〃 天名分署員
16	第 5 項 配備体制 1 略 2－1 第 2 非常配備（警戒体制）（大雪体制・災害対策本部設置） （1）略 <u>2－2 第 2 非常配備（南海トラフ 地震臨時情報（巨大地震注意）体制）</u> <u>（1）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき</u> 2－3 第 2 非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置） （1）市内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 <u>（2）削除</u> <u>（2）</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。 2－4 第 2 非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置） （1）～（3）略 （4）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、かつ、市長が必要と認めたとき。 <u>（5）削除</u> <u>（5）</u> 県内（鈴鹿市を除く）に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 <u>（6）</u> 遠地地震により、津波警報が発表されたとき。	第 5 項 配備体制 1 略 2－1 第 2 非常配備（警戒体制）（大雪体制・災害対策本部設置） （1）略 2－2 第 2 非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置） （1）市内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 <u>（2）気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、三重県が「南海 トラフ地震準備体制」を取ったとき。</u> <u>（3）</u> 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。 2－3 第 2 非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置） （1）～（3）略 （4） <u>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。</u> <u>（5）東海地震の強化地域内に東海地震注意情報が発表されたとき。</u> <u>（6）</u> 県内（鈴鹿市を除く）に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 <u>（7）</u> 遠地地震により、津波警報が発表されたとき。

続き	<u>(7)</u>その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 4 第4非常配備（非常体制）（災害対策本部設置） 次の場合は、市職員全員とする。 <u>(1)</u> 略	<u>(8)</u>その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 4 第4非常配備（非常体制）（災害対策本部設置） 次の場合は、市職員全員とする。 <u>(1)</u> 略
17	<u>(2)</u> 削除 <u>(2)</u> 津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。 <u>(3)</u> 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 5 非常配備時における注意点 (1) 各班は、必要に応じて災害対策本部室に隣接する災害対策要員待機室（502 ミーティングルーム）に情報整理担当者を待機させ、本部内の情報の共有を図る。	<u>(2)</u> 東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたとき。 <u>(3)</u> 津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。 <u>(4)</u> 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。 5 非常配備時における注意点 (1) 各班は、必要に応じて災害対策本部室に隣接する災害対策要員待機室（502 ミーティングルーム）に情報整理担当者を待機し、本部内の情報の共有を図る。
21	<u>6</u> 削除 <u>6</u> <u>NTT西日本株式会社三重支店</u> <u>(1) ～ (3)</u> 略 <u>7</u> 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所 <u>(1) ～ (6)</u> 略 <u>8</u> 日本郵便株式会社鈴鹿郵便局 略 <u>9</u> 鈴鹿市医師会 <u>(1) ～ (2)</u> 略 <u>10</u> 三重交通株式会社中勢営業所 <u>(1) ～ (3)</u> 略	<u>6</u> <u>指定公共機関及び指定地方公共機関</u> <u>(1)</u> <u>西日本電信電話株式会社三重支店</u> <u>ア～ウ</u> 略 <u>(2)</u> 中部電力パワーグリッド株式会社鈴鹿営業所 <u>ア～カ</u> 略 <u>(3)</u> 日本郵便株式会社鈴鹿郵便局 略 <u>(4)</u> 鈴鹿市医師会 <u>ア～イ</u> 略 <u>(5)</u> 三重交通株式会社中勢営業所 <u>ア～ウ</u> 略

22	<u>1 1</u> 自動車運送関係企業 略 <u>1 2</u> 報道機関 (1) ~ (3) 略 <u>1 3</u> ガス事業者（三重県鈴鹿 L P ガス協議会及び東邦ガス株式会社北勢導管課） (1) 略 <u>1 4</u> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	(6) 自動車運送関係企業 略 (7) 報道機関 ア〜ウ 略 (8) ガス事業者（三重県鈴鹿 L P ガス協議会及び東邦ガス株式会社北勢導管課） ア 略 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
26	第 2 項 市が実施する対策 1 現状 市域には、県が調査した山腹崩壊危険地区 6 箇所、崩壊土砂流出危険地区 1 4 箇所、三重県が平成 2 5 年度から令和 6 年度にかけて指定した土砂災害警戒区域 2 3 8 箇所がある。土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要がある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。	第 2 項 市が実施する対策 1 現状 市域には、県が調査した<u>土石流危険渓流 2 7 箇所、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所 1 8 9 箇所（砂防指定箇所 4 0 箇所）、地すべり危険箇所 2 箇所（地すべり指定箇所 1 箇所）、山腹崩壊危険地区 6 箇所、崩壊土砂流出危険地区 1 4 箇所、三重県が平成 2 5 年度から令和 2 年度にかけて指定した土砂災害警戒区域 2 3 8 箇所</u>がある。土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。
27	5 <u>避難行動要支援者</u>関連施設の土砂災害対策（危機管理部、<u>こ</u>ども政策部、健康福祉部、土木部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。	5 <u>災害時要援護者</u>関連施設の土砂災害対策（危機管理部、<u>子</u>ども政策部、健康福祉部、土木部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。

37	3 監視体制の確立 市は、<u>林野火災防止のため、県と連携を図り、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時には、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。</u>	3 監視体制の確立 市は、県と<u>一体となって、林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時には、市及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進する。</u>
42	4 電話回線の優先使用（総務部） 災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>N T T西日本株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。</u> 5 略 6 <u>避難行動要支援者</u>への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。	4 電話回線の優先使用（総務部、<u>政策経営部</u>） 災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。</u> 5 略 6 <u>災害時要援護者</u>への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。
43	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。なお、物資や資機材の管理は、「<u>新物資システム（B-PLo）</u>」等を活用して行う。	第2項 市が実施する対策 1 略 2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。なお、物資や資機材の管理は、「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」等を活用して行う。

45	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の <u>避難行動要支援者</u> に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。	第2項 市が実施する対策 1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと災害発生時の的確な行動等、風水害に関する正しい知識と情報を提供する。また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の <u>災害時要援護者</u> に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。
46	2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会） （1）略 （2）内容 ア～エ 略 オ <u>避難行動要支援者</u> に関する知識 3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>） 社会福祉施設等の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が <u>できる</u> よう、啓発を行う。 4 指定管理者に対する教育（危機管理部、各担当部） 指定管理者の施設の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が <u>できる</u> よう、啓発を行う。	2 児童・生徒に対する教育（危機管理部、教育委員会） （1）略 （2）内容 ア～エ 略 オ <u>災害時要援護者</u> に関する知識 3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>） 社会福祉施設等の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が <u>出来る</u> よう、啓発を行う。 4 指定管理者に対する教育（危機管理部、各担当部） 指定管理者の施設の職員等に対して、風水害等に関する基礎的知識の習得する機会を設け、災害時においても適切な対応が <u>出来る</u> よう、啓発を行う。

47	6 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部、地域振興部、健康福祉部、 <u>こども政策部</u> 、上下水道局）	6 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部、地域振興部、健康福祉部、 <u>子ども政策部</u> 、上下水道局）
48	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の <u>避難行動要支援者</u> や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の <u>災害時要援護者</u> や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。
49	6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援（危機管理部、健康福祉部、 <u>こども政策部</u> 、教育委員会） 水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の策定が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練結果の確認を行うとともに、支援を実施する。 第3項 市民や地域が実施する対策 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、避難所運営等の訓練を実施する。また、訓練には、 <u>避難行動要支援者</u> 等や女性が参画するよう努める。	6 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援（危機管理部、健康福祉部、 <u>子ども政策部</u> 、教育委員会） 水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の策定が義務付けられた施設については、同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから、訓練結果の確認を行うとともに、支援を実施する。 第3項 市民や地域が実施する対策 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、避難所運営等の訓練を実施する。また、訓練には、 <u>災害時要援護者</u> 等や女性が参画するよう努める。
50～55	第12節 <u>避難行動要支援者</u> 対策計画 第1項 計画の主旨 近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の <u>避難行動要支援者</u> 対策の推進が迫られている。 <u>避難行動要支援者</u> の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年	第12節 <u>災害時要援護者</u> 対策計画 第1項 計画の主旨 近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の <u>災害時要援護者</u> 対策の推進が迫られている。 <u>災害時要援護者</u> の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年 3

続き	3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府)を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ<u>避難行動要支援者</u>の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において<u>避難行動要支援者</u>を支援する体制整備に努める。 第2項 <u>避難行動要支援者の定義</u> 国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者(「要配慮者」)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人(自ら避難することが困難な人)を「避難行動要支援者」とすることとされた。 第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。	月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府)を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ<u>災害時要援護者</u>の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制整備に努める。 第2項 <u>災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け</u> 国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者(「要配慮者」)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人(自ら避難することが困難な人)を「避難行動要支援者」とすることとされた。また、<u>「避難行動要支援者」に関しては、名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、</u> <u>“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範囲内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。</u> 第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している<u>災害時要援護者</u>に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。
-----------	--	--

続き	ア <u>避難行動要支援者の範囲</u> <u>避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者</u> <u>（社会福祉施設又は医療機関等に長期入所</u> <u>し、又は長期入院している者を除く。）と</u> <u>する。</u> （ア）<u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u> <u>第19条第1項に規定する要介護認定（第5</u> <u>号ア（イ）において「要介護認定」という。）</u> <u>を受けている者のうち、その要介護状態区</u> <u>分が要介護3、要介護4又は要介護5であ</u> <u>る者</u> （イ）<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第</u> <u>283号）</u> <u>第15条第4項に規定する身 体障害者手帳</u> <u>の交付を受けている者のうち、その障害程</u> <u>度等級が1級又は2級である者</u> （ウ）<u>精神保健及び精神障害者福祉に関す</u> <u>る法律（昭和25年法律第123号）</u> <u>第45条第2項に規定する精神障害者保健福</u> <u>祉手帳の交付を受けている者のうち、その</u> <u>障害等級が1級又は2級である者</u> （エ）<u>三重県療育手帳制度実施要綱（昭和</u> <u>63年障第117号）</u> <u>第4条に規定する療育手帳の交付を受けて</u> <u>いる者のうち、その障がい程度が最重度（A</u> <u>1）又は重度（A2）である者</u> （オ）<u>名簿への登録を希望する者であって</u> <u>次のいずれかに該当するもの（前各号に</u> <u>掲げる者を除く。）</u> a <u>単身の世帯に属する者であって次のい</u> <u>ずれかに該当するもの</u> （a）<u>70歳以上の者</u> （b）<u>要介護認定を受けている者又は介護</u>	ア <u>災害時要援護者名簿に記載する者の範囲</u> <u>災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲</u> <u>げる者のうち災害時要援護者名簿への記載</u> <u>について本人又は代理人から申し出のあり、</u> <u>かつ支援組織への情報提供 に同意した者と</u> <u>する。（鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施</u> <u>要綱に基づく）</u> （ア）<u>65歳以上の者でひとり暮らしの者</u> （イ）<u>75歳以上の者のみの世帯の世帯員</u> （ウ）<u>65歳以上のみの世帯で、介護度3以</u> <u>上の者がいる世帯員</u> （エ）<u>身体障害者手帳1級又は2級の交付を</u> <u>受けた者でひとり暮らしの者</u> （オ）<u>療育手帳の交付を受けた者でひとり暮</u> <u>らしの者</u>
-----------	---	--

続き	<u>保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</u> <u>(c) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> <u>(d) 療育手帳の交付を受けている者</u> <u>b 次のいずれかに該当する世帯（aの世帯を除く。）に属する者</u> <u>(a) 75歳以上の者のみで構成される世帯</u> <u>(b) 70歳以上の者のみで構成される世帯（（a）に掲げる世帯を除き、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者を含む世帯に限る。）</u> <u>c 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者</u> <u>(カ) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると市長が認めるもの</u> <u>(キ) 削除</u> <u>(ク) 削除</u> <u>イ 名簿情報</u> <u>名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> <u>(ア) 氏名</u> <u>(イ) 生年月日</u> <u>(ウ) 性別</u> <u>(エ) 住所又は居所</u>	<u>(カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者</u> <u>(キ) 介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者</u> <u>(ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者</u> <u>イ 災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲</u> <u>災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる支援組織へ提供する。</u>
-----------	---	--

続き	(オ) <u>電話番号その他の連絡先</u> (カ) <u>避難支援等を必要とする事由</u> (キ) <u>前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</u> ウ <u>削除</u> ウ <u>避難行動要支援者名簿の更新に関する事項</u> 市は、定期的に<u>避難行動要支援者名簿</u>の更新を行うとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。 オ <u>削除</u> カ <u>削除</u>	ウ <u>災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報</u> <u>災害時要援護者名簿</u>には、次に掲げる事項を記載する。 (ア) <u>氏名</u> (イ) <u>生年月日</u> (ウ) <u>性別</u> (エ) <u>住所又は居所</u> (オ) <u>電話番号その他の連絡先</u> (カ) <u>避難支援等を必要とする事由</u> (キ) <u>上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項</u> エ <u>災害時要援護者名簿の更新に関する事項</u> 市は、定期的に<u>災害時要援護者名簿</u>の更新を行うとともに、<u>所在マップ</u>として <u>地図情報</u>を備える。また、<u>災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。</u> オ <u>災害時要援護者名簿情報の提供</u> 市は、災害の発生に備え、<u>避難支援等の実施に必要な限度で災害時要援護者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織等へ提供する。</u> カ <u>災害時要援護者名簿情報の適切な管理</u> 市は、<u>支援組織において、災害時要援護者情</u>
-----------	--	--

続き	<u>キ 削除</u> <u>(2) 個別避難計画の作成</u> <u>市は、名簿情報その他の市が保有する情報を基に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに計画を作成するものとする。ただし、計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。</u> <u>ア 計画情報</u> <u>計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> <u>(ア) 名簿情報に掲げる事項</u> <u>(イ) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> <u>(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>(エ) 前各号に掲げるもののほか、避難支</u>	<u>報の適正な管理が図られるよう情報漏えい防止のために適切な措置を講ずるよう努める。なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。</u> <u>キ 支援組織関係者の安全確保 市は、避難支援等の実施に携わる自主防災組織等の支援者の安全確保の措置を講じる。</u> <u>(3) 個別避難計画の作成</u> <u>市は避難支援等に携わる関係者と連携して、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく個別避難計画の策定に努める。</u>
-----------	---	--

続き	<u>援等の実施に関し市が必要と認める事項</u> <u>(3) 名簿情報等の提供</u> <u>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、自主防災組織、民生委員又は児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報等を提供することについて当該名簿情報等に係る避難行動要支援者（計画情報を提供する場合にあっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意が得られない場合は、この限りでない。</u> <u>なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。</u> <u>(4) 名簿情報等の管理</u> <u>名簿情報等の提供を受けたものは、名簿情報等の漏えい、紛失、毀損及び改ざんの防止その他の名簿情報等の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> <u>ア 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報等を自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。</u> <u>イ 名簿情報等を市の許可なく複製しないこと。</u>	
-----------	--	--

続き	ウ <u>名簿情報等を施錠可能な場所等で厳重に管理すること。</u> エ <u>名簿情報等被提供者が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体において名簿情報等を管理する者を定めること。この場合において、その任を後任の者に引き継ぐときは、適切に名簿情報等を引き継ぐこと。</u> <u>(5) 緊急警報システム等の整備</u> 市は、<u>避難行動要支援者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。 <u>(6) 社会福祉施設対策</u> <u>(7) 避難対策及び生活支援</u> <u>(8) 応援協力体制の整備</u> 市は、災害時の<u>避難行動要支援者</u>に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。 <u>(9) 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て<u>避難行動要支援者</u>が自らの災害対応能力を高めるために、<u>避難行動要支援者</u>の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実に努める。	<u>(4) 緊急警報システム等の整備</u> 市は、<u>災害時要援護者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。 <u>(5) 社会福祉施設対策</u> <u>(6) 避難対策及び生活支援</u> <u>(7) 応援協力体制の整備</u> 市は、災害時の<u>災害時要援護者</u>に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。 <u>(8) 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て<u>災害時要援護者</u>が自らの災害対応能力を高めるために、<u>災害時要援護者</u>の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実に努める。
-----------	---	---

続き	(10) 停電時における医療機器の電源の確保 略 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、<u>こども政策部</u>、健康福祉部、消防本部） 3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、消防本部） 第5項 市民や地域が実施する対策 1 平常時からの準備 (1) 災害時における<u>避難行動要支援者</u>の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>の協力が不可欠となることから、平常時から<u>避難行動要支援者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (2) 大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から<u>避難行動要支援者</u>が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (3) 略 (4) <u>避難行動要支援者</u>及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。 (5) <u>避難行動要支援者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>及び支援団体等<u>避難支援等関係者</u>へ必要な情報を提供し、市へ<u>個別避難計画登録申出</u>を行う。	(9) 停電時における医療機器の電源の確保 略 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、<u>子ども政策部</u>、健康福祉部、消防本部） 3 水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、消防本部） 第5項 市民や地域が実施する対策 1 平常時からの準備 (1) 災害時における<u>災害時要援護者</u>の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等<u>地域支援者</u>の協力が不可欠となることから、平常時から<u>災害時要援護者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (2) 大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から<u>災害時要援護者</u>が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (3) 略 (4) <u>災害時要援護者</u>及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。 (5) <u>災害時要援護者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>地域支援者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>災害時要援護者台帳登録</u>を行う。
-----------	--	--

続き	(6) <u>避難行動要支援者</u>やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。 (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、<u>避難行動要支援者</u>については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (9) 略 2 災害発生時の対応 (1) 地域において、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。 (2) 避難場所等における<u>避難行動要支援者</u>への対応については、<u>避難支援等実施者</u>や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。 (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど<u>避難行動要支援者</u>の特性に応じた対応を行う。 (4) ～ (5) 略 (6) 食料や生活物資の配布において、<u>避難行動要支援者</u>に配慮して配布する。また、避難していない<u>避難行動要支援者</u>がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。	(6) <u>災害時要援護者</u>やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。 (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、<u>災害時要援護者</u>については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (9) 略 2 災害発生時の対応 (1) 地域において、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。 (2) 避難場所等における<u>災害時要援護者</u>への対応については、<u>地域支援者</u>や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。 (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど<u>災害時要援護者</u>の特性に応じた対応を行う。 (4) ～ (5) 略 (6) 食料や生活物資の配布において、<u>災害時要援護者</u>に配慮して配布する。また、避難していない<u>災害時要援護者</u>がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。
56	1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部） (1) 略 (2) 活動内容	1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部） (1) 略 (2) 活動内容

続き	ア～キ略 ク <u>避難行動要支援者</u>への配慮や避難対策 ケ 略	ア～キ略 ク <u>災害時要援護者</u>への配慮や避難対策 ケ 略
58	3 河川施設（土木部） （1）本市の河川は、<u>一級河川</u>を始めとし、<u>二級河川</u>、準用河川、末端水路まで至るが、堤防損壊に起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から改修に努める。	3 河川施設（土木部） （1）本市の河川は、<u>1級河川</u>を始めとし、<u>2級河川</u>、準用河川、末端水路まで至るが、堤防損壊に起因する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から改修に努める。
61	第15節 避難対策計画 第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、産業振興部、都市整備部、教育委員会）	第15節 避難対策計画 第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>災害時要援護者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、産業振興部、都市整備部、教育委員会）

62	(2) 収容避難所の位置付け ア 略 イ 公民館 公民館 3 1 施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な避難行動要支援者等を収容する収容避難所として位置付ける。 資料編 4 避難場所等 (3) 略 (4) 収容避難所の留意事項 ア～イ 略 ウ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。 エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や避難行動要支援者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。 オ～ク 略	(2) 収容避難所の位置付け ア 略 イ 公民館 公民館 3 1 施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な災害時要援護者等を収容する収容避難所として位置付ける。 資料編 4 避難場所等 (3) 略 (4) 収容避難所の留意事項 ア～イ 略 ウ 高齢者や障がい者等災害時要援護者に配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。 エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や災害時要援護者等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。 オ～ク 略
63	<u>ケ 良好な生活環境を維持するため、あらかじめ施設の区割り等のマニュアルの作成に努めること。</u> 2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）	2 避難場所、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、こども政策部、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）
64	7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の避難行動要支援者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらか	7 避難誘導体制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらか

続き	じめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、 事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8 避難所運営（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部） 避難所の円滑な運営を図るため、<u>避難行動要支援者</u>等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。 また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。	かじめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、 事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8 避難所運営（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部） 避難所の円滑な運営を図るため、<u>災害時要援護者</u>等に配慮した具体的な避難所運営 方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。 また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。
-----------	---	--

65	第3項 市民や地域が実施する対策 地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。特に留意すべき内容は次のとおりである。 (1) ～ (2) 略 (3) <u>避難行動要支援者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>避難行動要支援者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>避難行動要支援者</u>及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構築、交流に努める。 (6) <u>避難行動要支援者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>避難行動要支援者</u>台帳登録を行う。 (7) <u>避難行動要支援者</u>は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (10) 略	第3項 市民や地域が実施する対策 地域の防災研修会や防災訓練等に積極的に参加し、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」や、防災マップ等を参考に避難場所や避難ルートを地域自らが複数設定の上、平常時から避難訓練等を実施し、確認しておく。また、共助の観点から避難者や地域住民が助け合って避難所生活ができるよう避難所の運営について話し合いを行う。特に留意すべき内容は次のとおりである。 (1) ～ (2) 略 (3) <u>災害時要援護者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>災害時要援護者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>災害時要援護者</u>及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構築、交流に努める。 (6) <u>災害時要援護者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>地域支援者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>災害時要援護者</u>台帳登録を行う。 (7) <u>災害時要援護者</u>は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (10) 略
-----------	--	---

70	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 (1) 略 (1) 協力体制の整備 (2) 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体、<u>民間企業</u>との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。	第2項 市が実施する対策 1～2 略 3 (1) 略 (1) 協力体制の整備 (2) 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。
71	第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部） 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮し、地域内に居住する<u>避難行動要支援者</u>を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。 (3) 略 (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。 2 現在の策定状況 現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が<u>1</u> <u>1</u>地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。	第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部） 1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域内に居住する<u>災害時要援護者</u>を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。 (3) 略 (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。 2 現在の策定状況 現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が<u>1</u> <u>0</u>地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。
73	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、関係機関や応援協定団体の支援を受けること<u>又は支援を行うこと</u>となる。発災直後においても各種<u>受援・応援</u>が可能な体制の整備、情報共有	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、<u>県内外</u>の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種<u>支援・応援の受入れ</u>が可能な体制の整備、情報共有の

続き	のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。 第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく訓練の実施及び協力に努める。 2～5 略 6 <u>新物資システム（B-PLo）の活用</u> <u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	あり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。 第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援<u>対策</u>に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく<u>防災</u>訓練の実施及び協力に努める。 2～5 略 6 <u>物資調達・輸送調整等支援システムの活用</u> <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
73～74	7 三重県広域受援計画への対応 上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画と整合した市の受援計画である「<u>鈴鹿市災害時受援計画</u>」を策定し、<u>体制の充実を図る。</u>	7 三重県広域受援計画への対応 上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む。
75	第2項 市が実施する対策（危機管理部、土木部、都市整備部、産業振興部） 1 局地的大雨対策 （1）～（5）略 （6）局地的大雨対策に関する知識の啓発 局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、<u>ウェブサイト</u>やマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。	第2項 市が実施する対策（危機管理部、土木部、都市整備部、産業振興部） 1 局地的大雨対策 （1）～（5）略 （6）局地的大雨対策に関する知識の啓発 局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、<u>ホームページ</u>やマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

81	第2項 市が実施する対策 1 通信手段の利用方法等 (1) 電話による通話（総務管理部） ア～イ 略 ウ 電話回線の優先使用 災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>N T T西日本株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。	第2項 市が実施する対策 1 通信手段の利用方法等 (1) 電話による通話（総務管理部） ア～イ 略 ウ 電話回線の優先使用 災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>西日本電信電話株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。
82	(2) 公衆通信 <u>N T T西日本株式会社</u>は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。	(2) 公衆通信 <u>西日本電信電話株式会社</u>は、緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。
85	【気象予警報等伝達系統図】 <u>(警報・特別警報)</u> <u>N T T西日本又は東日本</u>	【気象予警報等伝達系統図】 <u>(警報のみ)</u> <u>N T T マーケティングアクト 関西 104 大阪センター</u>
86	第2項 市が実施する対策 1 情報収集・連絡手段（危機管理班、各担当部、総務管理部） (1) 情報の収集・連絡 コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣や<u>無人航空機の活用</u>も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。 各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。 <u>さらに、必要に応じて、国の新総合防災情</u>	第2項 市が実施する対策 1 情報収集・連絡手段（危機管理班、各担当部、総務管理部） (1) 情報の収集・連絡 コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。 各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

続き	報システム（SOBO-WE B）も適切に活用する。	
93	2 情報の発信 住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト、<u>みえ防災ナビ</u>等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。	2 情報の発信 住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。
94	2 消防施設の整備 機械器具の点検、整備をさらに徹底し、出動に<u>支障</u>のないようにする。	2 消防施設の整備 機械器具の点検、整備をさらに徹底し、出動に<u>遺憾</u>のないようにする。
96	5 報告 空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（<u>消防保安課</u>）に報告するものとする。	5 報告 空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（<u>災害対策課</u>）に報告するものとする。
97	第1項 計画の主旨 災害発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、<u>いつ</u>流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。このため、水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。水防活動における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。	第1項 計画の主旨 災害発生時には、港湾、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、海岸堤防の損壊、山腹の崩壊などによるせきとめ、<u>溢</u>流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。このため、水防活動としては、港湾、河川、海岸堤防、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早急に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。水防活動における応急対策は、「鈴鹿市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。
107	（イ） 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に対する避難情報の提供を図る。 （1） 避難の順序 避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>を優先して行	（イ） 指示等の周知徹底 a～e 略 f 高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に対する避難情報の提供を図る。 （1） 避難の順序 避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>を優先して行う。

続き	う。また <u>避難行動要支援者</u> の情報把握については、 <u>個別避難計画</u> を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。	また <u>災害時要援護者</u> の情報把握については、 <u>災害時要援護者名簿</u> を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。
108	(2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。	(2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。
109	(4) 運営管理 ア～カ 略 キ 高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。 ク 避難者の住宅については、速やかに<u>被災宅地危険度判定</u>を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。 ケ～サ 略 シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や、<u>避難行動要支援者</u>等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。	(4) 運営管理 ア～カ 略 キ 高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。 ク 避難者の住宅については、速やかに<u>被災建築物応急危険度判定</u>を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。 ケ～サ 略 シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や、<u>災害時要援護者</u>等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。

110	(8) <u>避難行動要支援者</u>への対応 市は、避難所で生活する高齢者・障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。	(8) <u>災害時要援護者</u>への対応 市は、避難所で生活する高齢者・障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。
111	(2) <u>避難行動要支援者</u>への支援 避難所の運営に<u>当たっては、避難行動要支援者</u>の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健全な避難者はその運営に配慮協力する。	(2) <u>災害時要援護者</u>への支援 避難所の運営に<u>あたっては、災害時要援護者</u>の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健全な避難者はその運営に配慮、協力する。
113～114	5 被災宅地危険度判定の実施 市長は、区域内において降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、<u>被災宅地危険度判定拠点</u>（サテライト共）の施設の<u>位置付け</u>を行う。市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。	5 被災宅地危険度判定の実施 市長は、区域内において降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、<u>被災宅地応急危険度判定拠点</u>（サテライト共）の施設の<u>位置づけ</u>を行う。市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。
115	1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部） 災害時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は<u>新物資システム</u>（B-PLo）等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。	1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部） 災害時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。

116	第3項 防災関係機関等が実施する対策 市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこととする。なお、三重県<u>広域受援計画</u>では南海トラフ地震等で国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調製粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。	第3項 防災関係機関等が実施する対策 市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこととする。なお、三重県<u>広域受援計画（令和4年3月）</u>では南海トラフ地震等で国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調製粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。
120	2 物資の調達・輸送 （1）市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、県に協力を求める。	2 物資の調達・輸送 （1）市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県に協力を求める。
125	5 医療情報の収集・伝達（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部） 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、医療機関の状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な情報の提供を行う。また、必要に応じて、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等に協力を求め、非常無線通信も活用する。	5 医療情報の収集・伝達（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部） 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、<u>救護所や医療機関の医療状況等</u>を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な<u>医療情報</u>の提供を行う。また、必要に応じて、災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等に協力を求め、非常無線通信も活用する。
126	（2）医薬品・衛生材料等の供給と技術援助 <u>関係機関は、災害時の医療が円滑かつ迅速に実施されるようにするため、救急医療機関の要請があったときは、</u>医薬品、衛生材料等の供給に当たるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。市が行う災害時の医療及び助産に必要な医薬品等については、あらかじめ備蓄して使用するものとし、この数量が不足するときは、薬局へ発注し、又は県が備蓄している医薬品等の使用を県へ要請するなどし、必要に応じて支給する。	（2）医薬品・衛生材料等の供給と技術援助 <u>災害時医療が円滑かつ迅速に実施されるため関係機関は、救急医療機関の要請により</u>医薬品、衛生材料等の供給に当たるとともに、職能に応じ技術援助に協力する。市が行う災害時の医療及び助産に必要な医薬品等については、あらかじめ備蓄して使用するものとし、この数量が不足するときは、薬局へ発注し、又は県が備蓄している医薬品等の使用を県へ要請するなどし、必要に応じて支給する。

続き	また、その輸送に当たっては、物流事業者やボランティア団体等との連携や無人航空機等の活用を検討する。	
127	(1) 搜索の基本 災害により行方不明者及び安否不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品、<u>携帯電話の位置情報等</u>	(1) 搜索の基本 災害により行方不明者及び安否不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、搜索の実施を行うこと。 ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
132	(2) 栄養・食生活支援 ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。 (ア) 高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の<u>避難行動要支援者</u>に対する栄養相談・指導を行う。	(2) 栄養・食生活支援 ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。 (ア) 高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>に対する栄養相談・指導を行う。
134	(1) ごみ処理 ア 処理体制 市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町、<u>県あるいは民間団体、民間企業</u>に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等	(1) ごみ処理 ア 処理体制 市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町<u>あるいは県</u>に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄

続き	の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。	物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。
140	(2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等<u>避難行動要支援者</u>の介護等） (3) 在宅者の支援（高齢者等<u>避難行動要支援者</u>の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）	(2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等<u>災害時要援護者</u>の介護等） (3) 在宅者の支援（高齢者等<u>災害時要援護者</u>の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
143	7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部） 国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、<u>新物資システム（B-PLo）</u>等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。なお、配分予定数等については、第14節「衣料・生活必需品供給計画」による。	7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部） 国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。なお、配分予定数等については、第14節「衣料・生活必需品供給計画」による。
157	第1項 計画の主旨 市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプターに<u>関する支援協定</u>」の定めるところにより行う。 ※ 緊急時応援要請連絡先 <u>消防保安課</u> 防災航空隊	第1項 計画の主旨 市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプター<u>応援協定</u>」の定めるところにより行う。 ※ 緊急時応援要請連絡先 <u>災害対策課</u> 防災航空隊

続き	災害即応・連携課	災害対策課
166～167	(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定 ア 略 イ 女性及び避難行動要支援者の参画促進 市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。	(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定 ア 略 イ 女性及び災害時要援護者の参画促進 市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等災害時要援護者についても、参画を促進するよう努める。
188	第6節 地震に関する調査研究 地震に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要とされる。そのため、県や地域等との連絡を密にし、次の事項の調査研究に努めるものとする。 1～10 略 <u>1.1 地盤の液状化</u>	第6節 地震に関する調査研究 地震に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要とされる。そのため、県や地域等との連絡を密にし、次の事項の調査研究に努めるものとする。 1～10 略
192	1 災害対策本部の代替施設の検討（危機管理部） 平成28年（2016年）熊本地震では、災害対策本部となる市庁舎等が被災したことにより、災害対策本部としての機能を消失し、応急対応に支障が生じた。本市においても、災害対策本部となる市役所本館、あるいは、通信機器等が被災し利用が不可能となったことを想定し、災害対策本部の代替施設の運用を検討する。	1 災害対策本部の代替施設の検討（危機管理部） 平成28年（2016）熊本地震では、災害対策本部となる市庁舎等が被災したことにより、災害対策本部としての機能を消失し、応急対応に支障が生じた。本市においても、災害対策本部となる市役所本館、あるいは、通信機器等が被災し利用が不可能となったことを想定し、災害対策本部の代替施設の運用を検討する。
198	1 現状 市域には、県が調査した山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所、三重県が平成25年度から令和6年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所があ	1 現状 市域には、県が調査した<u>土石流危険渓流27箇所、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所189箇所（砂防指定箇所40箇所）、地すべり危険箇所2箇所（地すべり指定箇所1</u>

続き	る。土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要がある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。	箇所)、山腹崩壊危険地区6箇所、崩壊土砂流出危険地区14箇所、三重県が平成25年度から令和2年度にかけて指定した土砂災害警戒区域238箇所がある。土砂災害警戒区域等については、県により緊急施工の必要にある箇所から砂防工事等が実施され、危険区域内における有害行為の制限、防災措置の指導・勧告等がなされている。また、これら危険箇所における警戒避難体制の確立等総合的な土砂災害対策が推進されている。
199	<u>資料編8-3</u> 被災宅地危険度判定の判定拠点開設予定箇所	<u>資料編8-3</u> 被災宅地応急危険度判定の判定拠点開設予定箇所
200	6 <u>避難行動要支援者</u>関連施設の土砂災害対策（危機管理部、子ども政策部、健康福祉部、土木部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。	6 <u>災害時要援護者</u>関連施設の土砂災害対策（危機管理部、子ども政策部、健康福祉部、土木部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施するよう県に要請する。
212	4 電話回線の優先使用（総務部） 災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>N T T西日本株式会社</u>三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。 5 略 6 <u>避難行動要支援者</u>への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。	4 電話回線の優先使用（総務部、<u>政策経営部</u>） 災害時の電話回線の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、<u>西日本電信電話株式会社</u>三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。 5 略 6 <u>災害時要援護者</u>への配慮（危機管理部、総務部、健康福祉部） 高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>にも配慮した、わかりやすい情報伝達、収集の手段及び体制の整備を図る。

213	2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資の数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。なお、物資や機材等の管理は、「<u>新物資システム（B-PLo）</u>」等を活用して行う。	2 非常食料、生活物資の備蓄（危機管理部、上下水道局） 市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄物資の数量目標が設定された「鈴鹿市備蓄計画（令和5年度策定）」をもとに、企業等の協力を得ながら、あらかじめ調達体制を構築しておく。なお、物資や機材等の管理は、「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」等を活用して行う。
216	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。	第1項 計画の主旨 市は、関係機関と協力し、帰宅困難者や<u>災害時要援護者</u>に配慮して、避難場所及び避難路を整備するとともに、これらの施設等の周知など、総合的な安全性の向上を図る。また、災害時に市民の避難誘導が迅速に行えるよう努める。 第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。
217	（2）収容避難所の位置付け ア 略 イ 公民館 公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な<u>避難行動要支援者</u>等を収容する避難所として位置付ける。	（2）収容避難所の位置付け ア 略 イ 公民館 公民館31施設を基幹収容避難所での長期避難生活が困難な<u>災害時要援護者</u>等を収容する避難所として位置付ける。
218	（4）収容避難所の留意事項 ア ～イ 略 ウ 高齢者や障がい者等<u>避難行動要支援者</u>に	（4）収容避難所の留意事項 ア ～イ 略 ウ 高齢者や障がい者等<u>災害時要援護者</u>に配

続き	配慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。 エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や<u>避難行動要支援者</u>等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。 オ ～ ク 略 ケ <u>良好な生活環境を維持するため、あらかじめ施設の区割り等のマニュアルの作成に努めること。</u> (5) 津波一時避難場所（津波避難ビル）の留意事項 ア、イ 略 ウ 逃げ遅れた人の多数は、障がい者、足の不自由な傷病人等の<u>避難行動要支援者</u>を想定し、その支援体制が整備されるように努めること。	慮した、福祉避難所の確保について検討及び指定等をしておくこと。 エ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の臨時の設置等、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や<u>災害時要援護者</u>等に配慮したスロープ等の環境整備に配慮するとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図っておくこと。 オ ～ ク 略 (5) 津波一時避難場所（津波避難ビル）の留意事項 ア、イ 略 ウ 逃げ遅れた人の多数は、障がい者、足の不自由な傷病人等の<u>災害時要援護者</u>を想定し、その支援体制が整備されるように努めること。
219	2 避難場所等、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）	2 避難場所等、避難路の整備（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、産業振興部、土木部、都市整備部、教育委員会）
219～220	7 避難誘導體制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の<u>避難行動要支援者</u>を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困	7 避難誘導體制の整備（危機管理部、健康福祉部） 避難に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、病人等の<u>災害時要援護者</u>を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要となることから、あらかじめ協力を要請しておく。 帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定するとともに、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困

続き	難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8 避難所運営（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部） 避難所の円滑な運営を図るため、<u>避難行動要支援者</u>等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。	難者誘導体制の構築を図る。 また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。 8 避難所運営（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部） 避難所の円滑な運営を図るため、<u>災害時要援護者</u>等に配慮した具体的な避難所運営方法を定め、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。また、地域に対しては避難所運営マニュアルづくりが促進されるよう助言等支援を行うよう努める。
221	(3) <u>避難行動要支援者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>避難行動要支援者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>避難行動要支援者</u>及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構築、交流に努める。 (6) <u>避難行動要支援者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>避難行動要支援者</u>台帳登録を行う。 (7) <u>避難行動要支援者</u>は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。	(3) <u>災害時要援護者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 (4) <u>災害時要援護者</u>が参加できる避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 (5) <u>災害時要援護者</u>及びその家族は、地域活動(防災訓練など)に積極的に参加し、災害時において場合によっては、手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、関係構築、交流に努める。 (6) <u>災害時要援護者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>地域支援者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>災害時要援護者</u>台帳登録を行う。 (7) <u>災害時要援護者</u>は、あらかじめ、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所の位置、現況の避難経路を確認し、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
223	1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急	1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、消防本部） 災害発生時における被害を軽減し、防災応急

続き	対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の<u>避難行動要支援者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 (1) 方法 ア 広報紙やウェブサイト等に対し防災関係記事の掲載	対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し、避難生活支援に関する知見やノウハウなど防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。 (1) 方法 ア 広報紙やホームページ等に対し防災関係記事の掲載
224	(2) 内容 ア～エ 略 オ <u>避難行動要支援者</u>に関する知識 3 社会福祉施設等に対する教育(危機管理部、健康福祉部、こども政策部)	(2) 内容 ア～エ 略 オ <u>災害時要援護者</u>に関する知識 3 社会福祉施設等に対する教育(危機管理部、健康福祉部、子ども政策部)
225	7 個人備蓄の促進に関する啓発(危機管理部、地域振興部、健康福祉部、こども政策部、上下水道局)	7 個人備蓄の促進に関する啓発(危機管理部、地域振興部、健康福祉部、子ども政策部、上下水道局)
227	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。
228	6 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援(危機管理部、健康福祉部、こども政策部、教育委員会) 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、当	6 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援(危機管理部、健康福祉部、子ども政策部、教育委員会) 1 地域の防災訓練 自主防災組織、自治会、地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって、

続き	該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。また、訓練には、<u>避難行動要支援者等</u>や女性が参画するよう努める。	当該地域の特性を考慮し、近隣多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。また、訓練には、<u>災害時要援護者等</u>や女性が参画するよう努める。
229	第13節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> 第1項 計画の主旨 近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>対策の推進が迫られている。<u>避難行動要支援者</u>の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府)を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ<u>避難行動要支援者</u>の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において<u>避難行動要支援者</u>を支援する体制整備に努める。 第2項 <u>避難行動要支援者の定義</u> 国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者(「要配慮者」)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人(自ら避難することが困難な人)を「避難行動要支援者」とすることとされた。	第13節 <u>災害時要援護者対策計画</u> 第1項 計画の主旨 近年では、大規模災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>対策の推進が迫られている。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会)、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府)を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ<u>災害時要援護者</u>の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制整備に努める。 第2項 <u>災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け</u> 国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者(「要配慮者」)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人(自ら避難することが困難な人)を「避難行動要支援者」とすることとされた。<u>また、「避難行動要支援者」に関しては、名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範</u>

続き	第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 <u>高齢者、障がい者等に対する防災対策</u> (危機管理部、健康福祉部、消防本部) 市は、基本法及び<u>鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱</u>(令和6年9月12日告示第184号)の規定に基づき、<u>市内に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。</u> <u>(1) 削除</u> <u>(1) 避難行動要支援者名簿の作成</u> 市は、基本法第49条の10及び<u>鈴鹿市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に関する要綱第4条</u>の規定に基づ	<u>圏内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。</u> 第3項 市が実施する対策 市は、水防法に基づく対策のほか、関連部門が把握している<u>災害時要援護者</u>に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。 1 <u>災害時要援護者における対策</u>(危機管理部、健康福祉部、消防本部) 市は、基本法及び<u>鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。</u> <u>(1) 高齢者や障がい者等の状況把握</u> <u>市は、鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱(平成21年1月6日告示第5号)第1条の規定に基づき、一人暮らしの高齢者又は障がい者等が、災害時等における地域での支援を受けるための仕組みを整備することに努める。</u> <u>(2) 災害時要援護者名簿作成</u> 市は、基本法第49条の10及び<u>鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条</u>の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の
-----------	--	--

続き	き、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、<u>避難行動要支援者名簿を整備する。</u> ア <u>避難行動要支援者の範囲</u> <u>避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者（社会福祉施設又は医療機関等に長期入所し、又は長期入院している者を除く。）とする。</u>	実施に必要な限度で、<u>災害時要援護者台帳を整備し、本要綱上の台帳を名簿とする。</u> ア <u>災害時要援護者名簿に記載する者の範囲</u> <u>災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲げる者のうち災害時要援護者名簿への記載について本人又は代理人から申し出のあり、かつ支援組織への情報提供に同意した者とする。（鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱に基づく）</u>
230～231	(ア) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（第5号ア(イ)において「要介護認定」という。）を受けている者のうち、その要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者</u> (イ) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級である者</u> (ウ) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害等級が1級又は2級である者</u> (エ) <u>三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）第4条に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障がい程度が最重度（A1）又は重度（A2）である者</u> (オ) <u>名簿への登録を希望する者であって次のいずれかに該当するもの（前各号に掲げる者を除く。）</u> a <u>単身の世帯に属する者であって次のい</u>	(ア) <u>65歳以上の者でひとり暮らしの者</u> イ) <u>75歳以上の者のみの世帯の世帯員</u> (ウ) <u>65歳以上のみの世帯で、介護度3以上の者がいる世帯員</u> (エ) <u>身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者でひとり暮らしの者</u> (オ) <u>療育手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者</u>

続き	<u>いずれかに該当するもの</u> (a) <u>70歳以上の者</u> (b) <u>要介護認定を受けている者又は介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</u> (c) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> (d) <u>療育手帳の交付を受けている者</u> b <u>次のいずれかに該当する世帯（aの世帯を除く。）に属する者</u> (a) <u>75歳以上の者のみで構成される世帯</u> (b) <u>70歳以上の者のみで構成される世帯（（a）に掲げる世帯を除き、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5に該当する者を含む世帯に限る。）</u> c <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者</u> (カ) <u>前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると市長が認めるもの</u> (キ) 削除 (ク) 削除 イ <u>名簿情報</u> <u>名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> (ア) <u>氏名</u> (イ) <u>生年月日</u> (ウ) <u>性別</u>	(カ) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者</u> (キ) <u>介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者</u> (ク) <u>前各号に掲げる者に準ずる状態にある者</u> イ <u>災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲</u> <u>災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括 支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置 が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に</u>
-----------	--	---

続き	<u>キ 削除</u> <u>(2) 個別避難計画の作成</u> <u>市は、名簿情報その他の市が保有する情報を基に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに計画を作成するものとする。ただし、計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。</u> <u>ア 計画情報</u> <u>計画には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> <u>(ア) 名簿情報に掲げる事項</u> <u>(イ) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> <u>(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>(エ) 前各号に掲げるもののほか、避難支</u>	<u>報の適正な管理が図られるよう情報漏えい防止のために適切な措置を講ずるよう努める。なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。</u> <u>キ 支援組織関係者の安全確保</u> <u>市は、避難支援等の実施に携わる自主防災組織等の支援者の安全確保の措置を講じる。</u> <u>(3) 個別避難計画の作成</u> <u>市は避難支援等に携わる関係者と連携して、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとり避難方法を事前に取り決めておく個別避難計画の策定に努める。</u>
-----------	---	--

続き	<u>援等の実施に関し市が必要と認める事項</u> <u>(3) 名簿情報等の提供</u> <u>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、自主防災組織、民生委員又は児童委員、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署その他の避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報等を提供することについて当該名簿情報等に係る避難行動要支援者（計画情報を提供する場合にあっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供することができる。</u> <u>(4) 名簿情報等の管理</u> <u>名簿情報等の提供を受けたものは、名簿情報等の漏えい、紛失、毀損及び改ざんの防止その他の名簿情報等の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> <u>ア 避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報等を自ら利用し、又は第三者に提供しないこと。</u> <u>イ 名簿情報等を市の許可なく複製しないこと。</u> <u>ウ 名簿情報等を施錠可能な場所等で厳重に管理すること。</u>	
-----------	---	--

続き	エ <u>名簿情報等被提供者が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体において名簿情報等を管理する者を定めること。この場合において、その任を後任の者に引き継ぐときは、適切に名簿情報等を引き継ぐこと。</u>	
231～234	<u>(5) 緊急警報システム等の整備</u> 市は、<u>避難行動要支援者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。 <u>(6) 社会福祉施設対策</u> <u>(7) 避難対策及び生活支援</u> <u>(8) 応援協力体制の整備</u> 市は、災害時の<u>避難行動要支援者</u>に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。 <u>(9) 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て<u>避難行動要支援者</u>が自らの災害対応能力を高めるために、<u>避難行動要支援者</u>の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実に努める。 <u>(10) 停電時における医療機器の電源の</u>	<u>(4) 緊急警報システム等の整備</u> 市は、<u>災害時要援護者</u>の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。 <u>(5) 社会福祉施設対策</u> <u>(6) 避難対策及び生活支援</u> <u>(7) 応援協力体制の整備</u> 市は、災害時の<u>災害時要援護者</u>に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWAT）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努め、人員体制に不足がある場合は、三重県に対し応援職員の派遣について要請を行う。 <u>(8) 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て<u>災害時要援護者</u>が自らの災害対応能力を高めるために、<u>災害時要援護者</u>の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実に努める。 <u>(9) 停電時における医療機器の電源の確保</u>

続き	確保 2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、<u>こども政策部</u>、健康福祉部、消防本部） 3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、<u>こども政策部</u>、消防本部） 第5項 市民や地域が実施する対策 1 平常時からの準備 （1）災害時における<u>避難行動要支援者</u>の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>の協力が不可欠となることから、平常時から<u>避難行動要支援者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 （2）大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から<u>避難行動要支援者</u>が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 （3）略 （4）<u>避難行動要支援者</u>及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。 （5）<u>避難行動要支援者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>避難支援等実施者</u>及び支援団体等避難支援等関係者へ必要な情報を提供し、市へ<u>個別避難計画登録申出</u>を行う。 （6）<u>避難行動要支援者</u>やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあら	2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、<u>子ども政策部</u>、健康福祉部、消防本部） 3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、<u>子ども政策部</u>、消防本部） 第5項 市民や地域が実施する対策 1 平常時からの準備 （1）災害時における<u>災害時要援護者</u>の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等<u>地域支援者</u>の協力が不可欠となることから、平常時から<u>災害時要援護者</u>の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。 （2）大規模災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から<u>災害時要援護者</u>が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。 （3）略 （4）<u>災害時要援護者</u>及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。 （5）<u>災害時要援護者</u>は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等<u>地域支援者</u>及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ<u>災害時要援護者台帳登録</u>を行う。 （6）<u>災害時要援護者</u>やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ
-----------	---	---

続き	かじめ把握する。 (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、<u>避難行動要支援者</u>については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (9) 略 2 災害発生時の対応 (1) 地域において、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。 (2) 避難場所等における<u>避難行動要支援者</u>への対応については、<u>避難支援等実施者</u>や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。 (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど<u>避難行動要支援者</u>の特性に応じた対応を行う。 (4) ～ (5) 略 (6) 食料や生活物資の配布において、<u>避難行動要支援者</u>に配慮して配布する。また、避難していない<u>避難行動要支援者</u>がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。	め把握する。 (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、<u>災害時要援護者</u>については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。 (8) ～ (9) 略 2 災害発生時の対応 (1) 地域において、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。 (2) 避難場所等における<u>災害時要援護者</u>への対応については、<u>地域支援者</u>や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。 (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど<u>災害時要援護者</u>の特性に応じた対応を行う。 (4) ～ (5) 略 (6) 食料や生活物資の配布において、<u>災害時要援護者</u>に配慮して配布する。また、避難していない<u>災害時要援護者</u>がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。
-----------	--	---

235	(1) 略 (2) 活動内容 ア～キ 略 ク <u>避難行動要支援者</u>への配慮や避難対策	(1) 略 (2) 活動内容 ア～キ 略 ク <u>災害時要援護者</u>への配慮や避難対策
244	3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力支援体制の整備 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体、<u>民間企業</u>との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。	3 広域的な協力体制の整備（環境部） (1) 略 (2) 協力支援体制の整備 災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体との協力体制の整備を推進すると共に、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用を検討する。
245	1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮し、地域内に居住する<u>避難行動要支援者</u>を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。	1 地区防災計画の策定に対する支援 (1) 略 (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域内に居住する<u>災害時要援護者</u>を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
247	第1項 計画の主旨 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際は、関係機関や応援協定団体の支援を受けること<u>又は支援を行うこと</u>となる。発災直後においても各種<u>受援</u>・応援が可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。 第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく訓練の実施及び協力を努める。	第1項 計画の主旨 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際は、<u>県内外</u>の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種<u>支援</u>・応援の<u>受入れ</u>が可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。 第2項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な<u>応援・受援対策</u>に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく<u>防災訓練</u>の実施及び協力を努め

続き	6 <u>新物資システム（B-PLo）の活用</u> <u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	る。 6 <u>物資調達・輸送調整等支援システムの活用</u> <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
252	1 通信手段の利用方法等 （１）電話による通話（総務管理部） 市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、<u>N T T 西日本株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。	1 通信手段の利用方法等 （１）電話による通話（総務管理部） 市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、<u>西日本電信電話株式会社三重支店</u>とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。
255	1 情報収集・連絡手段（危機管理班、総務管理部、各担当部） （１）情報の収集・連絡 コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣や<u>無人航空機の活用</u>も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。 各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。 <u>さらに、必要に応じて、国の新総合防災情報システム（SOBO-WE B）も適切に活用する。</u>	1 情報収集・連絡手段（危機管理班、総務管理部、各担当部） （１）情報の収集・連絡 コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。 各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

255～256	(2) ボランティアの募集 ア 略 イ インターネット利用者等のボランティア活用は、<u>ウェブサイト</u>や商用ネットの掲示板を通じて協力を促す。	(2) ボランティアの募集 ア 略 イ インターネット利用者等のボランティア活用は、<u>ホームページ</u>や商用ネットの掲示板を通じて協力を促す。
257	第1項 計画の主旨 住民の安全の確保、混乱の防止、民心の安定を図り、円滑な災害応急対策を実施するため、防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用した<u>ウェブサイト</u>、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。 2 広報手段 (1) 市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に配慮した情報伝達に努める。	第1項 計画の主旨 住民の安全の確保、混乱の防止、民心の安定を図り、円滑な災害応急対策を実施するため、防災行政無線、テレビ、コミュニティFM、新聞、広報車、インターネットを利用した<u>ホームページ</u>、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。 2 広報手段 (1) 市をはじめ各防災関係機関は、あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに、高齢者、聴覚障害者、視覚障害者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報伝達に努める。
258	2 情報の発信 住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト、<u>みえ防災ナビ</u>等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。	2 情報の発信 住民は、生命の危険にさらされない範囲で、「すずか減災プロジェクト」を含む、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け、市内の情報共有に努める。
261	(4) 災害発生直前の対策 水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に<u>避難行動要支援者</u>が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。	(4) 災害発生直前の対策 水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に<u>災害時要援護者</u>が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じる。

264	(2) 避難誘導 ア 自主防災組織又は住民等 住民等は、互いの安全を確認し、自主性を持ち主体的に避難する。避難する場合は、地域の<u>避難行動要支援者</u>の安否を確認し、避難支援を行う。	(2) 避難誘導 ア 自主防災組織又は住民等 住民等は、互いの安全を確認し、自主性を持ち主体的に避難する。避難する場合は、地域の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認し、避難支援を行う。
265	<u>【津波予報等の伝達系統図】</u> <u>N T T 東日本又は西日本</u>	<u>【津波予報等の伝達系統図】</u> <u>NTTマーケティングアクト福岡センター</u>
275	(イ) 指示等の周知徹底 a ～ e 略 f 高齢者、障がい者、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に対する避難情報の提供を図る。	(イ) 指示等の周知徹底 a ～ e 略 f 高齢者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に対する避難情報の提供を図る。
276	4 避難方法（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部） (1) 避難の順序 避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>を優先して行う。また、<u>避難行動要支援者</u>の情報把握については、<u>個別避難計画</u>を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） (1) 略 (2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の<u>避難行動要支援者</u>に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。	4 避難方法（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部） (1) 避難の順序 避難立退きの誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>を優先して行う。また、<u>災害時要援護者</u>の情報把握については、<u>災害時要援護者名簿</u>を参考に民生委員や地域住民、社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。 5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部） (1) 略 (2) 設置の方法 ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。

277	(4) 運営管理 ア～カ略 キ 高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム(DWAT)やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。 ク～サ略	(4) 運営管理 ア～カ略 キ 高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉避難所となる福祉施設等への入所、三重県災害派遣福祉チーム(DWAT)やホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。 ク～サ略
278	シ 屋内運動場(体育館)に多数の避難者を収容できない場合や、<u>避難行動要支援者</u>等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。 (8) <u>避難行動要支援者</u>への対応 市は、避難所で生活する高齢者、障がい者等の<u>避難行動要支援者</u>に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。	シ 屋内運動場(体育館)に多数の避難者を収容できない場合や、<u>災害時要援護者</u>等への対応のため、校舎を二次開設することが必要となった場合は、施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上、校舎を開放する。 (8) <u>災害時要援護者</u>への対応 市は、避難所で生活する高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に対し、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。
279	第1項 市民や地域が実施する対策 1 避難所における地域住民及び避難者の協力 (1) 略 (2) <u>避難行動要支援者</u>への支援 避難所の運営に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。 2 津波からの自衛措置 (1) 住民の協力による避難行動の促進 津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が	第1項 市民や地域が実施する対策 1 避難所における地域住民及び避難者の協力 (1) 略 (2) <u>災害時要援護者</u>への支援 避難所の運営に<u>あ</u>たっては、<u>災害時要援護者</u>の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。 2 津波からの自衛措置 (1) 住民の協力による避難行動の促進 津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が

続き	発生し、停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。また、避難に際しては徒歩で避難することを原則とする。ただし、<u>避難行動要支援者</u>の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を行う。 (2) <u>避難行動要支援者</u>の避難支援 津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で<u>避難行動要支援者</u>の避難支援に努める。<u>避難行動要支援者</u>の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。	発生し、停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。また、避難に際しては徒歩で避難することを原則とする。ただし、<u>災害時要援護者</u>の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を行う。 (2) <u>災害時要援護者</u>の避難支援 津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で<u>災害時要援護者</u>の避難支援に努める。<u>災害時要援護者</u>の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。
283	6 被災宅地危険度判定の実施 市長は、区域内において震災により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、<u>被災宅地危険度判定拠点</u>（サテライト共）の施設の<u>位置付け</u>を行う。市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に 判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。	6 被災宅地危険度判定の実施 市長は、区域内において震災により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地 危険度判定が必要と判断した場合は、当該危険度判定の実施を決定する。その際は、<u>被災宅地応急危険度判定拠点</u>（サテライト共）の施設の<u>位置づけ</u>を行う。市長は、判定実施を決定したときは、本部内に判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被害者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し、宅地に 判定結果を標示して、所有者、使用者、付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起 するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

284	1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部） 震災時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は<u>新物資システム</u>（B-PLo）等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。	1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部） 震災時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。
285	※三重県広域受援計画に基づく	※三重県広域受援計画（令和3年3月）に基づく
287	（5）給水困難地域、<u>避難行動要支援者</u>への給水 道路途絶地域や<u>避難行動要支援者</u>への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。	（5）給水困難地域、<u>災害時要援護者</u>への給水 道路途絶地域や<u>災害時要援護者</u>への給水は、自主防災組織、自治会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼する。
288	3 道路途絶地域や <u>避難行動要支援者</u> への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。	3 道路途絶地域や <u>災害時要援護者</u> への給水に関して、自主防災組織、自治会、ボランティア等と協力し、給水拠点からの給水を行う。
289	2 物資の調達・輸送 （1）市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、<u>新物資システム</u>（B-PLo）を活用し、県に協力を求める。	2 物資の調達・輸送 （1）市は、感染症（新型コロナウイルス感染症等）の感染状況を踏まえつつ、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。なお、地域内において調達が不能となったときは、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県に協力を求める。
290	8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数 三重県広域受援計画では、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等へ配送する。	8 国によるプッシュ型支援が実施された際の計画及び配分予定数 三重県広域受援計画（令和4年3月）では、発災後4日目～7日目を目安に国によるプッシュ型支援物資が県物資拠点（中勢拠点）から市物資拠点（AGF鈴鹿体育館及び西部体育館）へ配送する計画であるため、市物資拠点に配送された後、速やかに避難所等

続き		へ配送する。
293	ア 略 イ 救護所設置予定の収容避難所等 医師会マニュアルに基づき、収容避難所及び一部の病院を中心に救護所の設置を予定するが、災害地域、災害状況に応じて臨時に適切な場所に救護所を設置することもある。なお、救護所では検視を実施しない。 1 区：鈴鹿市応急診療所、神戸中学校、一ノ宮小学校 2 区：深伊沢小学校、加佐登小学校、平田野中学校、牧田小学校、明生小学校 3 区：千代崎中学校、玉垣小学校、旭が丘小学校、白子中学校、稲生小学校、天栄中学校、鈴鹿市武道館	ア 略 イ 救護所設置予定の収容避難所等 医師会マニュアルに基づき、<u>下記のとおり</u>収容避難所及び一部の病院を中心に救護所の設置を予定するが、災害地域、災害状況に応じて臨時に適切な場所に救護所を設置することもある。なお、救護所では検視を実施しない。 1 区：鈴鹿市応急診療所、神戸中学校、一ノ宮小学校 2 区：<u>庄野小学校</u>、深伊沢小学校、加佐登小学校、平田野中学校、牧田小学校、明生小学校 3 区：千代崎中学校、玉垣小学校、旭が丘小学校、白子中学校、稲生小学校、天栄中学校、鈴鹿市武道館、<u>白子小学校、鼓ヶ浦小学校</u> <u>※津波浸水予測区域内に所在する小学校 2 校（白子、鼓ヶ浦）は津波が発生していない場合に開設する。</u>
297	1 行方不明者等の搜索（消防対策部） （1）搜索の基本 ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品、<u>携帯電話の位置情報等</u>	1 行方不明者等の搜索（消防対策部） （1）搜索の基本 ア 行方不明者及び安否不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
300	5 保健活動 （1）略 （2）栄養・食生活支援 ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。 （ア）高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の<u>避難行動要支援者</u>に対する栄養相談・指導を行う。	5 保健活動 （1）略 （2）栄養・食生活支援 ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。 （ア）高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>に対する栄養相談・指導を行う。
302	2 ごみ・し尿の収集と処理	2 ごみ・し尿の収集と処理

続き	(1) ごみ処理 ア 処理体制 市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町、<u>県あるいは民間団体、民間企業</u>に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。	(1) ごみ処理 ア 処理体制 市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況、仮設処理施設の設置・運用状況、広域処理等を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して広く啓発し、適切な集積や分別の協力依頼を行う。処理機材、人員等については、可能な限り市の現有体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を行う。また、特に甚大な被害を受けた場合、機材、人員等において処理に支障が生ずる時には、その程度に応じて近隣市町<u>あるいは県</u>に応援を要請する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。なお、基本法第86条の5第4項に基づき環境大臣により廃棄物処理特例地域として指定を受けた際は、定められた廃棄物処理特例基準に基づき処理する。
304	(1) ～ (4) 略 (5) 上記の措置は、学校（園）長が教育委員会と協議の<u>上</u>決定するものとし、応急教育実施に<u>当たっては</u>、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、<u>ウェブサイト</u>等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。	(1) ～ (4) 略 (5) 上記の措置は、学校（園）長が教育委員会と協議の<u>うえ</u>決定するものとし、応急教育実施に<u>あたっては</u>、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、<u>ホームページ</u>等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

308	2 ボランティアの活動内容 (1) 略 (2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等<u>避難行動要支援者</u>の介護等） (3) 在宅者の支援（高齢者等<u>避難行動要支援者</u>の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）	2 ボランティアの活動内容 (1) 略 (2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等<u>災害時要援護者</u>の介護等） (3) 在宅者の支援（高齢者等<u>災害時要援護者</u>の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
311	7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部） 国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、<u>新物資システム（B-PLo）</u>等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。なお、配分予定数等については第15節「衣料・生活必需品供給計画」による。 8 略 9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、<u>新物資システム（B-PLo）</u>等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集及び道路啓開を行うための体制の検討を行う。	7 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設（総務管理部、産業物資対策部） 国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が開始された際は、「AGF 鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を市物資拠点として受入れ先とする。なお、物資拠点での運営等については、民間物流事業者等に対して運営協力を依頼するほか、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し、県に対しても応援要請を実施する。なお、配分予定数等については第15節「衣料・生活必需品供給計画」による。 8 略 9 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集 緊急輸送ルート等の道路情報が不透明なことにより支援物資の輸送が停滞しないよう、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し、緊急輸送ルートや重要物流道路、第1～3次緊急輸送道路（詳細は下記のとおり）等と基幹収容避難所や災害時給水拠点、物資拠点等を結ぶ災害ネットワーク道路の迅速な情報収集、及び、道路啓開を行うための体制の検討を行う。
327	第1項 計画の主旨 市長は知事に対して防災ヘリコプターの応	第1項 計画の主旨 市長は知事に対して防災ヘリコプターの応

続き	援要請を「三重県防災ヘリコプターに<u>応援に関する支援協定</u>」の定めるところにより行う。 ※緊急時応援要請連絡先 <u>消防保安課</u> 防災航空隊 <u>災害即応・連携課</u>	援要請を「三重県防災ヘリコプター<u>応援協定</u>」の定めるところにより行う。 ※緊急時応援要請連絡先 <u>災害対策課</u> 防災航空隊 <u>災害対策課</u>
332	別添図参照	別添図参照
333	(1) 削除 <u>(1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を公表したとき。(配備体制：第2非常配備 <u>初動体制又は本体制</u>)</u> <u>(2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を公表したとき。(配備体制：第2非常配備 <u>(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)体制)</u>)</u> ・地震発生後の避難では間に合わないおそれのある津波浸水予測区域内の<u>避難行動要支援者</u>は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	<u>(1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を公表し、三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。(配備体制：第2非常配備 <u>初動体制</u>)</u> <u>(2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を公表したとき。(配備体制：第2非常配備 <u>本体制</u>)</u> <u>(3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を公表したとき。(配備体制：第2非常配備 <u>初動体制</u>)</u> ・地震発生後の避難では間に合わないおそれのある津波浸水予測区域内の<u>災害時要援護者</u>は避難し、それ以外の者は 避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
334	3 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の対応 (1) 略 (2) 市民や事業所等への広報(危機管理班、総務管理部) 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市<u>ウェブサイト</u>など多様な広報手段により呼びかける。	3 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の対応 (1) 略 (2) 市民や事業所等への広報(危機管理班、総務管理部) 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市<u>ホームページ</u>など多様な広報手段により呼びかける。

335	4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難 （１）事前避難の対象 国のガイドラインでは、南海トラフの想定震源域内の西側の領域（九州～和歌山県）で大規模地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を東側（三重県～静岡県）に発表した場合、後発地震により津波からの避難が間に合わないおそれのある地域（事前避難対象地域）の住民に対し、１週間の事前避難を呼びかけるなどの防災対応を行うことを基本としている。事前避難対象地域は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、全ての住民が１週間の避難行動をとるべき地域である住民事前避難対象地域（陸上において津波により３０ｃｍ以上の浸水が地震発生から３０分以内に生じる地域）と、津波からの避難が間に合わないおそれのある高齢者等の避難行動要支援者が１週間の避難行動をとるべき地域である高齢者等事前対象地域を合わせた地域としており、国のガイドラインでは、市町村があらかじめ定めることとしている。三重県が平成２５年度に発表した三重県地震被害想定調査結果によると、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市の津波第一波（津波浸水深３０ｃｍ）到達時間は、白子漁港で約６７分、千代崎港で約６９分、鈴鹿漁港で約７０分と想定されていることから、住民事前避難対象地域は該当しないが、国のガイドラインに示された、歩行困難、身体障がい者、乳幼児、重病人等の避難の移動速度０．５ｍ／秒に基づき、後発地震による津波第一波の到達までに、高齢者等の避難行動要支援者が、津波浸水予測区域外	4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難 （１）事前避難の対象 国のガイドラインでは、南海トラフの想定震源域内の西側の領域（九州～和歌山県）で大規模地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を東側（三重県～静岡県）に発表した場合、後発地震により津波からの避難が間に合わないおそれのある地域（事前避難対象地域）の住民に対し、１週間の事前避難を呼びかけるなどの防災対応を行うことを基本としている。事前避難対象地域は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、全ての住民が１週間の避難行動をとるべき地域である住民事前避難対象地域（陸上において津波により３０ｃｍ以上の浸水が地震発生から３０分以内に生じる地域）と、津波からの避難が間に合わないおそれのある高齢者等の災害時要援護者が１週間の避難行動をとるべき地域である高齢者等事前対象地域を合わせた地域としており、国のガイドラインでは、市町村があらかじめ定めることとしている。三重県が平成２５年度に発表した三重県地震被害想定調査結果によると、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市の津波第一波（津波浸水深３０ｃｍ）到達時間は、白子漁港で約６７分、千代崎港で約６９分、鈴鹿漁港で約７０分と想定されていることから、住民事前避難対象地域は該当しないが、国のガイドラインに示された、歩行困難、身体障がい者、乳幼児、重病人等の避難の移動速度０．５ｍ／秒に基づき、後発地震による津波第一波の到達までに、高齢者等の災害時要援護者が、津波浸水予測区域外へ
-----	---	--

続き	へ徒歩で避難することが困難な距離（１、５００ｍ以上）にある地域（町・丁目単位とする。）を、高齢者等事前避難対象地域とする。	徒歩で避難することが困難な距離（１、５００ｍ以上）にある地域（町・丁目単位とする。）を、高齢者等事前避難対象地域とする。
336	（２）市民や事業所等への広報（総務管理部） 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど多様な広報手段により呼びかける。 （３）略 （４）避難所の開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から巨大地震注意対応期間の終了までの１週間、<u>自主避難者が発生し、避難所を開設する必要がある場合は、市立武道館、公民館１９施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）の避難所の中から必要な範囲で開設する。</u>	（２）市民や事業所等への広報（総務管理部） 南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ホームページなど多様な広報手段により呼びかける。 （３）略 （４）避難所の開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から巨大地震注意対応期間の終了までの１週間、<u>自主避難者を受け入れるために、市立武道館、公民館１９施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）の避難所を開設する。</u>
337	第４項 市民や事業所等が実施する対策 （１）市民は、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ウェブサイトなど複数の方法により、多重的かつ積極的に「南海トラフ地震臨時情報」や市等から発表される防災情報を入手するよう努め、事前警戒を心掛ける。 （２）～（３）略 （４）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の<u>避難行動要支</u>	第４項 市民や事業所等が実施する対策 （１）市民は、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ホームページなど複数の方法により、多重的かつ積極的に「南海トラフ地震臨時情報」や市等から発表される防災情報を入手するよう努め、事前警戒を心掛ける。 （２）～（３）略 （４）「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の<u>災害時要援護</u>

続き	援者は、市からの避難の呼びかけに基づき、知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い、それ以外の市民は、必要に応じて自主的に避難を行うことや、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める。さらに、事業所等については、企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき、適切な対応をとるよう努める。	者は、市からの避難の呼びかけに基づき、知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い、それ以外の市民は、必要に応じて自主的に避難を行うことや、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。また、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう努める。さらに、事業所等については、企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき、適切な対応をとるよう努める。
340～341	個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定 ア 略 イ 女性及び避難行動要支援者の参画促進 市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等避難行動要支援者についても、参画を促進するよう努める。	個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定 ア 略 イ 女性及び災害時要援護者の参画促進 市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等災害時要援護者についても、参画を促進するよう努める。
371	(1) あらかじめ個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。 (2) 津波の発生のおそれにより、避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者やその支援者等関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、避難計画等を策定し、市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 (3) 地震が発生した場合、個別避難計画を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。	(1) あらかじめ災害時要援護者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。 (2) 津波の発生のおそれにより、避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、高齢者、障がい者等災害時要援護者やその支援者等関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、避難計画等を策定し、市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 (3) 地震が発生した場合、災害時要援護者名簿を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に

続き		努める。
----	--	------